

海洋散骨約款

平成 26 年 5 月

- その 1、 ネクストライフセレモニー（以下当社という）の海洋散骨とは、故人の意志やご遺族（以下申請者という）のご希望に基づいてお遺灰を（遺骨を細かく砕き、粉状にして）海に還すことを言います。
- その 2、 遺骨の粉末化は最大 2 ミリ以下を基準とします。
粉末化は当社で行いますが、申込者のご供養の一環としてされても結構です。
散骨は遺灰全てもしくは一部（分骨）は、申込者の希望により決定します。
- その 3、 申込みの条件は以下の通りとします。
①本人（生前）から申込み依頼（依頼書）がある事。
②①以外の場合、本人と身分上最も近い関係で喪主及び喪主になるであろうと予想される人、もしくは親族の同意（同意書）がある事。
・第一順位：配偶者と子供代表（原則として全員）の同意がある事。
・第二順位：配偶者と子供がいない場合は父母または兄弟姉妹の同意がある事。
※申込者の共通事項：申込者は申込時に成人である事とします。
- その 4、 必要書類（役所などに提出する書類ではありません。当社独自の保管書類となります。）
・火葬証明書（＝埋葬許可書）のコピー。※既に埋葬されている場合は改葬許可書。
・本人が散骨を希望する遺言書があればそのコピー。
- その 5、 散骨の日時は当社と申込者が相談して決定します。
安全確保の為、設定した日時が天候状態により順延になることがあります。（実施当日の天候急変時も同様です。）
- その 6、 散骨場所は以下を基準とします。
漁場・釣り場・海上交通の要所を避け、陸地からなるべく離れた沖合の海域（基本的には相模湾内）
- その 7、 実施場所までの到達手段は原則として当社所有もしくは当社の用意する船となります。
- その 8、 式次第は当社と申込者との間で協議し決めます。
実施当日の天候状態により、決定事項を簡素化することもあります。
- その 9、 料金は別紙に定めます。
当社に対し申込者は別紙に定めた金額を遺骨お届け時までにお支払い頂くこととします。
- その 10、 遺骨（遺灰）のお預かりに関しては下記の通りとします。
・遺骨のお預かり方法は当社と申込者の中で協議して決めます。
- その 11、 ・天候地異により遺骨が破損・紛失した場合、当社は責任を負いかねます。
- その 12、 その他の注意事項とお願い
・船上で安全に散骨して頂くために動きやすい服装でお越しください。パンプス、革靴等は滑りやすいので、スニーカー等をご着用ください。
・船酔いをご心配な方は、あらかじめ酔い止め薬をご準備ください。船酔いが激しい場合は一旦帰港します。
・天候により予定時刻に帰港できない場合があります。ご了承ください。
・当社（乗員）から安全上の注意事項を厳守されない方が事故等を起こされた場合、当社は責任を負いかねます。